



Yanagisawa Accounting Firm

MANAGEMENT POST

税理士法人 柳澤会計

柳澤公認会計士事務所

社会保険労務士法人 柳澤会計

〒391-0003 長野県茅野市本町西1-40

TEL:0266-72-5060 FAX:0266-72-5063

www.yanagisawakaikei.net

Vol.28-9 2017.9.5

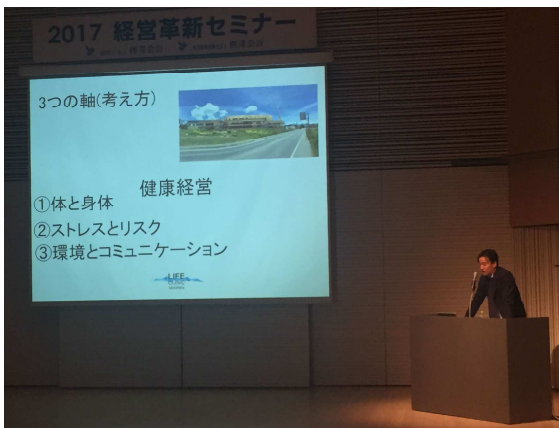
経営革新サマーセミナーを開催致しました！

「経営革新サマーセミナー」を平成29年8月30日(水)茅野市民館コンサートホールにおいて開催致しました。

第1部では医師 麻植ホルム正之様を外部講師としてお招きし、「健康経営～従業員と会社の健康～」と題し、ご講演いただきました。健康から経営を考える、職場環境の改善だけでは成しえないメンタルヘルスマネジメントのお話や、健康診断の結果から始める従業員の「リアルな健康づくり」と「ストレスレス職場」を目指した生産性と人材定着率の高い職場づくりについてお話いただきました。



第2部は社会保険労務士法人柳澤会計の野口より「人手不足時代で勝ち抜く働き方改革」と「最新助成金」について、キャリア形成助成金制度のご説明とそれを用いた社員の定着と教育、生産性についてご説明させていただきました。



第3部では税理士法人柳澤会計の橋本より「待ったなし！中小企業の人手不足対応」について、人口推移や有効求人倍率の予測を通して、これから必要となる人手をどのように確保していくのがよいかを「頼りましょう！」をキーワードに講演させていただきました。

また、セミナー終了後には、納涼会を開催し、多くの方にご参加いただきました。誠にありがとうございました。

次回セミナーを平成30年1月25日(木)開催予定です。職員一同こころより皆様のご参加をお待ちしております。

第7期 経営者塾のご案内

当事務所研修室において平成29年9月14日(木)15:30より第3回経営者塾(最終回)「資金繰りに苦労しない財務戦略～銀行はここを見ている!～」を開催致します。中小企業が金融機関に融資の申し込みをした時に、金融機関が自社の決算書をどのような基準で評価しているのかを知ることは、企業経営にとって重要なポイントの一つです。自社の評価を知ることで、財務面の自社の問題点を浮き彫りにして、どのような財務戦略が必要かを明確にすることができます。金融機関の見方とそれをもとにどのような財務戦略が必要かお話いたします。

参加申し込みは随時受け付けておりますので、お気軽にお問合せ下さい。また、終了後懇親会の開催を予定しております。詳細につきましてはチラシをご覧ください。

民事信託 “想い”が届く資産承継の仕組み ～民事信託の活用例～

不動産の共有名義を解消する

<共有持分の問題点>

不動産を共有名義で所有している場合には、建物の大規模修繕や売却といった運用・管理に全員の意思確認が必要になります。このため、共有者が増えていくほど意思統一が図れず運用・管理が困難になります。

また、共有者の1人が死亡した際に遺産分割協議が長引けば、手続きが面倒に感じられてしまい、そのまま放置されてしまうケースも少なくありません。



<民事信託の利用による問題点の解消>

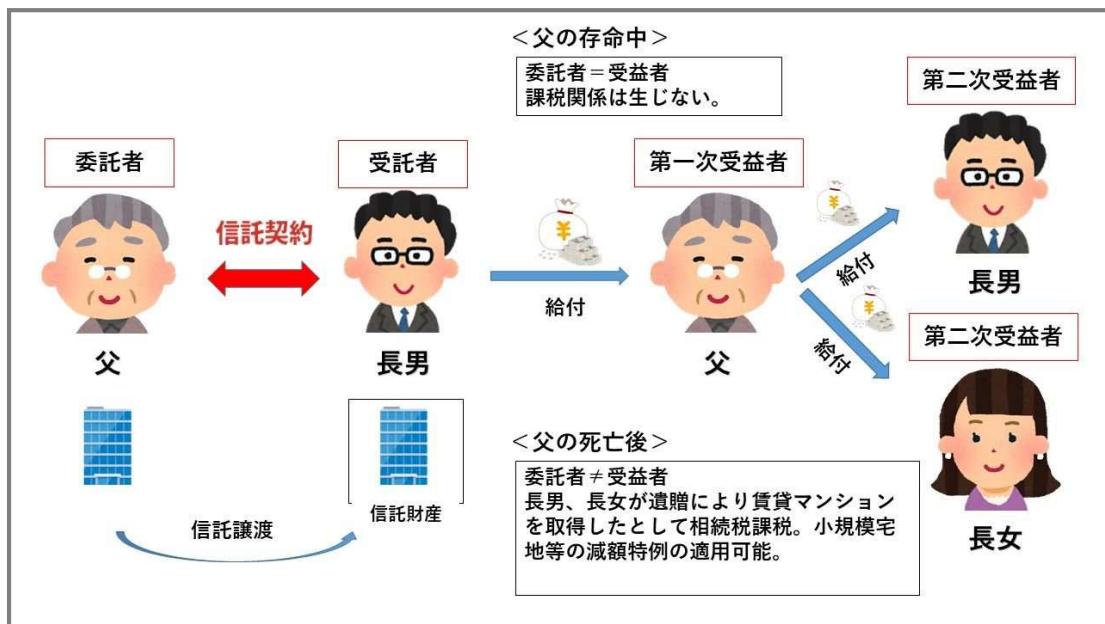
共有不動産の運用・管理を行う受託者を1人に、共有不動産の受益者を各共有持分者とする信託の設定をすることで、各共有持分者は受益権を持ちながら、運用・管理を受託者に集約させることができるため、上記のような問題を解決できます。

<具体的な活用例>

父が賃貸マンションを所有しており、亡くなった際には長男と長女の2人に平等に相続させたいと考えているが、相続発生後において2分の1ずつの共有持分になってしまうと長男と長女の意見が一致しない時には運用・管理ができないという問題が生じてしまう。

これを解決するために、委託者を父、受託者を長男、受益者を父（第一次受益者）、父が死亡した時は長男と長女（第二次受益者）とし、父の死亡後に賃貸マンションを処分した場合の残余財産の帰属権利者を長男と長女それぞれ2分の1の割合で帰属させる信託契約を委託者（父）と受託者（長男）で締結します。

これにより、父が存命中は、長男に運用・管理をしてもらえるので、父が認知症になった際にも問題とらず、父が死亡した後は、そのまま長男が運用・管理をしながら、その受益権は長男と長女の2人で平等とできるためメリットがあります。



(山崎泰史)

Q 人からお金をもらうと税金がかかるの？

人からお金などの財産をもらうと、「贈与税」が課税される場合があります。

1. 贈与税はなぜかかるのか？

相続が開始されたとき（亡くなったとき）に基礎控除以上の相続財産があると、相続税が課税されます。その相続税を生前に贈与によって減らした人は、贈与をしなかった人に比べて税金の負担が少なくなります。その不公平を是正するため、「贈与税」が設けられています。ただし、贈与税は、相続税に比べて基礎控除額も少なく、税率も高くなっています。これは、むやみな生前贈与を防止するためだと考えられます。

2. 贈与税がかからないもの、かかるもの

(1) 贈与税がかからないものの例示

- ・生活費...扶養義務者からの生活費や教育費で社会通念上相当なもの
- ・御祝い金等...御祝い金や香典などの社交上の贈与

(2) 贈与税がかかるものの例示

- ・財産の贈与...上記、「贈与税がかからないもの」を除く、財産の贈与。
- ・満期保険金...自分以外に保険料を支払ってもらった生命保険の満期解約金

ただし、贈与税は、受け取る人一人あたり年間110万円の基礎控除が認められているため、年間（暦年）の贈与された金額が、110万円以内であれば、贈与税は課税されません。



Q 生前に無税で多額の贈与ができる？

「相続時精算課税制度」を利用することで、生前に無税で2,500万円まで贈与ができます。

1. 相続時精算課税制度とは？

相続時精算課税制度とは、60歳以上の親・祖父母から20歳以上の子・孫への贈与について、贈与財産2,500万円まで生前に無税で贈与できる制度です。また、住宅資金に限定して、贈与者の年齢制限をなくし、一定の要件を満たせば2,500万円まで生前に無税で贈与できる特例もあります。

2. 相続時精算課税制度の注意点

(1) 税金は、相続時に精算。

この制度を適用した場合、生前は無税で贈与できますが、相続の時には、相続時精算課税制度により生前贈与された財産と相続財産を合計した額に相続税が課税されるため、相続税が発生する場合は、相続税対策にはなりません。ただし、相続時の精算の際の相続時精算課税制度により生前贈与された財産の価額は、生前贈与された時の価額となるため、贈与後に値上がり予想される財産をこの制度により贈与しておく効果的です。

(2) 贈与税の基礎控除年間110万円が使えなくなる。

この制度の適用を届け出た、親・祖父母と子・孫の間の贈与について、贈与税の基礎控除110万円が適用できなくなります。ただし、この制度の適用を届け出していない人からの贈与については、贈与税の年間（暦年）110万円の基礎控除の適用が可能です。

また、この制度の適用を届け出た、親・祖父母と子・孫の間の贈与について2,500万円を超えてしまった場合は、超えた金額に20%課税され、相続の際に精算されます。



平成 30 年分以降の配偶者に係る扶養親族等の算定方法

平成 30 年分より配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱いが変更されます。これにより、給与支給時の源泉徴収税額の計算に必要な「配偶者に係る扶養親族等の数」の算定方法が変更されます。

源泉徴収における配偶者に係る扶養親族等の数の算定方法

給与等を支払う際に源泉徴収する税額は、「給与所得の源泉徴収税額表」によって求めますが、計算に当たって扶養親族等の数を算定する必要があります。平成 30 年分以降の扶養親族等の数の数え方が右表の通りとなります。

「配偶者の給与年収が 150 万円までは扶養に入れる」と報じられることが多いですが、それが右表の 枠の部分です。

		給与所得者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の給与所得者の給与等の収入金額)			
		900 万円以下 (1,120 万円以下)	900 万円超 950 万円以下 (1,120 万円超 1,170 万円以下)	950 万円超 1,000 万円以下 (1,170 万円超 1,220 万円以下)	1,000 万円超 (1,220 万円超)
(給与収入だけの場合の配偶者の給与等の収入金額)	38 万円以下 (103 万円以下)	1 人	0 人	0 人	0 人
	38 万円超 85 万円以下 (103 万円超 150 万円以下)	1 人	0 人	0 人	0 人
	85 万円超 (150 万円超)	0 人	0 人	0 人	0 人

配偶者が障害者に該当する場合は 1 人加算

居住者の給与の収入金額が 1,120 万円以下という要件が付されますが、配偶者の給与の収入金額が 103 万円超であっても 150 万円以下であれば、配偶者に係る扶養親族等の数を 1 人として計算します。

居住者の給与の収入金額が 1,120 万円超、または配偶者の給与の収入金額が 150 万円超の場合、配偶者に係る扶養親族等の数は 0 人となります。

なお配偶者の給与の収入金額が 103 万円以下の場合で障害者に該当する場合は、扶養親族等の数にさらに 1 人加えて計算します。(表の 枠部分) (北原隆幸)

職員コラム

～ 落語 ～

斉藤 直人

現代はとにかく変化が速い時代です。そんな中で昔から変わらず代々引き継がれている日本の伝統芸能「落語」についてお話ししたいと思います。

「寿限無、寿限無、五劫のすり切れ、海砂利水魚の、水行末、雲来末、風来末・・・」という一説を聞いたことがある人が多いのではないのでしょうか。落語「じゅげむ」のなかで父親が子供に縁起のいい名前をつけようと、和尚さんにおめでたい言葉をききにいった結果、おめでたい言葉を全部並べたとてつもなく長い名前を子供につけてしまうという、落語の中でも有名な噺の一つです。映像作品を見て迫力や映像美を感じるのも楽しいですが、噺を聞く人それぞれに主人公・風景が存在するのも落語の魅力ではないのでしょうか。



落語は江戸時代に日本で成立し、現在まで伝承されている伝統的な話芸の一種です。最後に「落ち(さげ)」がつくことを特徴としてきた経緯があり、「おとしばなし」・「はなし(話)(噺)」とも表記するそうです。市民・大衆のための芸能として、世の中のありさまや、世間の人情などを伝えるため、様々な人が演じてきたそうです。能楽や歌舞伎などとは異なり衣装や道具、音曲に頼ることをできるだけ少なくし、ひとりで何役も演じ、語り手は身振り・手振りのみで物語を進め、扇子や手拭をつかってあらゆるものを表現する独特の演芸であり、高度な技芸を要する伝統芸能であるともいえます。最近では落語を聞いて、頭の中で昔の古きよき日本を楽しんでいます。時代の変化が激しい昨今、昔から本質が変わらないものにふれるのもいいものです。印象的なまくら(演目に入る前のお話)を一つご紹介します。「はやりすたりというものもございいますが、変わらねえもんも必要でございませう。かみさまの世もそれはかわらぬようでした、、、、」。